

鳥取県教育委員会告示第 10 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局	鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局
鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から 1 月間	鳥取県埋蔵文化財センター				
鳥取県埋蔵文化財センター臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位	”	”				